

函 港 管

令和 7 年(2025年) 8 月 26 日

経済建設常任委員会委員 様

港 湾 空 港 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり参考配付いたします。

記

○ 納入通知書兼領収証書および納付書の消費税表記の誤りについて

(港湾空港部管理課)

# 納入通知書兼領収証書および納付書の消費税表記の誤りについて

## 1 概 要

函館市港湾施設管理条例に規定する使用料、占用料または土砂採取料（以下「使用料等」という。）について、令和5年（2023年）10月1日のインボイス制度施行に伴い、納入通知書兼領収証書および納付書に、使用料等の種別等に応じて、消費税率および内税額もしくは非課税であることを表記しているが、令和7年（2025年）8月6日（水）に職員が確認したところ、下記の使用料および占用料について、使用（占用）期間が1月以上のものは非課税と表記すべきところ、誤って消費税率および内税額を表記していたことが判明した。

なお、本件は非課税として徴収すべき金額に誤りは無かったため、納税義務者への還付は生じないほか、本市港湾事業特別会計の消費税申告事務において正しく処理されていることが確認されたことから、修正申告は要しないものであるが、納入義務者において、消費税の修正申告事務が生じる可能性がある。

## 2 誤表記した消費税額の内訳

	令和5年度(2023年度) ※10/1から		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度) ※8/6まで		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
港湾施設用地使用料 (荷さばき地)	件	円	件	円	件	円	件	円
			14	111,116	14	111,191	28	222,307
港湾施設用地使用料 (その他用地(道路を除く))			8	7,675	8	7,675	16	15,350
港湾施設用地使用料 (道路)			1	117	1	173	2	290
公共空地占用料			32	32,518	32	32,518	64	65,036
水域占用料	1	11,475	45	670,299	43	678,039	89	1,359,813
海岸保全区域占用料			2	810	2	810	4	1,620
合 計	1	11,475	102	822,535	100	830,406	203	1,664,416

※対象者（納入義務者）の実数は、71（法人等55、個人16）

## 3 原 因

インボイス制度施行時点において、使用（占用）期間が1月未満のものは課税対象となり、1月以上のものは非課税となることについて確認が不足していたことにより、使用（占用）期間が1月以上のものについても課税対象として誤表記していたもの。

## 4 今後の対応および再発防止策

対象者に文書により謝罪および訂正を行うほか、再発防止策として、使用料等に係る消費税に関する法令、通知等の確認を徹底するとともに、納入通知書兼領収証書および納付書を作成する際は、複数の職員により確認するなどチェック体制の見直しを図り、再発防止に努める。